

立会いまでに実施いただくこと

ご注意



□ 1、インターネット解約

インターネット設備を別途取付した場合、原状回復が必要です。
インターネット解約および設備撤去に想定外の時間を要し、次期入居者が利用できずトラブルになる場合がございます。早めの解約手続きをお願いします。
万が一、引渡し時に残存設備や残存契約(移転手続き中も含む)があり、原状回復できていない場合には、状況に応じ違約金を申し受けております。

ご注意



□ 2、ゴミの処分

室内外の残留物はいずれも**処分費**を申し受けております。
ゴミの出し方が不明の際は、物件所在地の環境事業所へお問い合わせ下さい。

- ✕ 正しいゴミ出し日時以外にゴミを出す
- ✕ 物干し竿の放置(設備ではございません)
- ✕ 不燃、可燃が分別されないままゴミを出す
- ✕ パイプスペースへの保管物及びゴミの放置
- ✕ トイレトーパー、包丁等の小物の放置
- ✕ 引取り手続き前の粗大ゴミ放置

□ 3、ライフライン解約・支払い

退去立会いまでに、電気、ガス、水道(一律料金の場合を除く)、電話等の解約申出を行い、ご自身で費用清算を行ってください。契約書およびすまいのしおりに一般的な申込先を記載しています。



□ 4、転居届

各種転居届をお願い致します。
※郵便局への届出はwebでも可能
立会以降の郵便物・配送物に関しては、差し戻しまたは破棄となる場合がございます。ご了承下さい。



□ 5、保険等の解約・転居届

住宅保険の解約・転居届をお願い致します。弊社指定保険加入者は下記の番号へお問い合わせ下さい。
▶ 東京海上ウエスト少額短期保険
0120-670-055



□ 6、鍵の返却準備

立会時に返却をお願いしています。鍵を紛失した場合、スペアキーを返却頂いたとしても鍵の交換費用が発生致しますのでご注意下さい。



□ 7、室内の清掃・原状回復

契約書に記載された事項に基づいて、室内を原状に戻して下さい。退去立会をもって貸主へ物件の返却(引渡)が完了したとみなします。後日、清掃や片づけをするといった行為は受付致しかねます。立会いまでに清掃をお願いします。尚、引渡し後はお部屋への入室、駐車場はご利用いただけません。



=== 既存設備損傷の場合 ===

既存設備損傷の場合は、原則修理費または取替え費用をご負担願います。修理等は設備・機器機材により当方の指定業者がおりますのでご了承下さい。

洗濯エルボは物件設備につき返却が必要です。紛失した場合、別途費用が発生致します。

